

令和2年度事業報告書

特定非営利活動法人

神奈川被害者支援センター

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

第1 総括

1 被害者支援を巡る情勢

令和2年度は、平成21年6月1日、かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下「サポステ」という。）に支援活動の場を移して11年目となったが、令和2年1月、国内で新型コロナウイルスが発生、同年2月3日新型コロナウイルスの感染者が乗船した大型クルーズ船「ロイヤルプリンセス号」が横浜港に入港した。本ウイルスは、感染経路不明のまま全国に拡大したことから、4月と令和3年1月の2回にわたり国は緊急事態宣言を発出した。国民は不要不急の外出自粛等の行動制限を求められ、当センターの犯罪被害者支援活動も大きな制約を受けた1年であった。

本状況下での事業活動は、全員が感染防止の自己防衛に十二分に配慮しながら増加傾向にある犯罪被害者等への支援活動に可能な限り対応するため、基本的事業である相談事業、直接的支援事業等を推進した。また、平成24年10月から受託した「いのちの大切さを学ぶ教室」も本影響を受け縮小を余儀なくされた。全国に先駆けて実施した「性犯罪被害者支援の四者協定」のホットライン型・ワンストップ体制については、その定着化に努めたほか、神奈川県が活動を深化させた「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（通称：かならいん）平成29年8月開設」との連携に努めた。

犯罪被害者と支援活動に対する理解度アップを目的に「犯罪被害者週間」を中心に毎年実施していた各種キャンペーンは中止せざるを得ず、かながわ県民センター1階ホールでの「ポスター展示広報と啓発物品の配付」にとどまった。

一方、財政面では、平成25年度を初年度とする日本財団からの預保金による財政基盤の確立のための補助金が打ち切りとなっていることから、既存のファンドレイジング活動を積極的に推進した。また、寄付金付自動販売機の設置、募金箱設置、ホンデリング活動等による財源の確保に向けた活動を継続し、活動資金獲得のための諸活動を推進したが、新型コロナウイルスによる民間の経済的影響も大きく活動財源も減収となった。

2 会員の状況

令和3年3月31日現在、正会員数は168名、個人賛助会員は142名、団体賛助会員は376団体（合計686名・団体）であった。

3 会費の状況

令和2年度中に会費を納入していただいた正会員は143名、個人賛助会員は106名、団体賛助会員は345団体（合計594名・団体）であった。

4 寄付の状況

令和2年度中の寄付は、個人60名、団体65団体であった。

第2 支援事業等の実施状況

1 電話相談事業等

電話相談事業は、県相談電話（サポステ）業務を受託していることから、祝日及び年末年始を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで実施、ハートライン神奈川も同様に月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談員が交代で被害者等か

らの相談にあたった。なお、緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間と、令和3年1月12日から3月31日の間の2回、ハートライン神奈川を休止（県電話に案内）し、電話相談員を1日2名体制とした。

令和2年度に受理した電話相談等は871件、来所相談は4件で合計875件であった。

2 面接相談事業

令和2年度中、登録カウンセラーによるカウンセリングを111回実施した。

3 直接的支援事業

令和2年度中、裁判所や検察庁、法律相談等への付添い支援を230回実施した。

4 被害者の自助グループ支援事業

自助グループ「ジュピター」を9回開催して被害者の早期回復を支援した。

また、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）全国大会2020はオンラインで開催された。

5 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業

県警察からの受託事業として、県下の中学・高校12校14回)、2,441名を対象に実施した。あわせて、リーフレット「あなたが、あなたの家族や友人が犯罪被害者になったら」を受講生徒全員に配付して、本人・家族に対する犯罪被害者支援についての理解と啓発に努めた。年度途中からは、集合講義が不可能となりリモートで実施するなど大幅な縮小を余儀なくされた。

なお、神奈川県教育委員会主催の第8回いのちの授業大賞表彰式でセンター講師2名が受賞した。（県PTA協議会会長賞12月13日）

6 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

神奈川県、神奈川県警察、法テラス、横浜市などの関係機関・団体との会議、研修会、講演会等に15回参加して情報の共有と連携に務めた。なお、例年県下各警察署で実施の犯罪被害者支援ネットワーク会議は文書開催（43警察署）となったため、センターの活動資料の配付を行った。）また、犯罪被害者等延230名（前年度延253名）の支援調整会議を実施するなど支援活動を推進した。

No	実施日時	活 動 内 容
1	R2.4.20	神奈川県犯罪のない安全安心まちづくり協議会(書面開催)
2	5.~	津久井警察署被害者支援ネットワーク会議(県下43警察署は書面開催のため活動資料に提供)
3	6.10	秦野市議会総務常任委員会(支援条例 補足意見)
4	6.12	全国ネット社員総会(文書開催で参加)
5	8.3	横須賀市犯罪被害者等基本条例検討協議会(活動説明)
6	9.8	法テラス神奈川 被害者連絡会
7	9.17	第1回メンタルサポートチーム検討委員会(県警)
8	10.16	全国犯罪被害者支援フォーラム2020
9	10.17	令和2年度秋期全国研修会第1日
10	10.18	令和2年度秋期全国研修会第2日
11	10.23	第2回メンタルサポートチーム検討委員会(県警)
12	11.18	法テラス神奈川 被害者連絡会

13	11. 20	犯罪被害者週間に伴う展示広報（1階ホール～30日共催）
14	12. 4	第3回メンタルサポートチーム検討委員会（県警）
15	R3. 2. 16	第1回川崎市犯罪被害者等支援有識者会議
16	3. 3	令和2年度横浜市犯罪被害者等支援市民講演会（リモート）

7 被害者支援活動に関する広報啓発事業等

広報啓発事業として次のとおり実施した。

- (1) 「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」にむけての恒例のキャンペーン活動は、会議等の抑制のため全て中止せざるを得ない状況となりキャンペーンは中止した。なお、代替広報として、かながわ県民センター1階ロビーにおいてポスターの展示広報、啓発物品の配付広報を実施した。（11月20日から11月30日の10日間）
- (2) 広報誌ハートメッセージによる情報発信、啓発活動
ハートメッセージ32号7,000部、33号6,000部（計13,000部）を作成し、会員のほか 警察署、市区町村、病院等の関係機関、団体等に配付し、講演会等でも活用して成果をあげた。
- (3) ホームページの活用
効果的な広報とネット社会の効率性を活用するため、平成29年10月に日本財団の補助を受けてホームページのリニューアルを行ったが、常に新しい情報提供に努めたほか、関係機関、団体等とリンクさせて活発な広報を行った。
- (4) 他機関等による当センター（サポートステーション）の視察等
本年度中は、県外からの視察はなかったが、犯罪被害者等支援条例の検討関係で秦野市（2名）、川崎市（2名）の事務担当者の視察があったがそれぞれ適切に対応した。
- (5) 関係団体による広報活動
県下各警察署被害者支援ネットワーク総会にて広報・啓発活動等について協力要請を行い、警察署関係団体が、市（区）民まつり等の機会を通じて被害者支援の広報（募金）活動を推進してきたが、本年度は地域広報活動が不可能となったことからネットワーク 総会（文書開催）を通じての資料配付を行う広報活動を実施した。
- (6) 講師派遣
令和2年度は、弁護士会、警察学校等に8回、所長及び当センター登録の臨床心理士を派遣した。

	期 日	場 所	対 象 者
1	R2. 7. 2	神奈川県警察学校	警察官
2	9. 11	横浜東ロータリー クラブ例会	会員
3	9. 14	神奈川県警察学校	警察官
4	10. 28	司法修習生研修会	修習生
5	11. 11	神奈川県警察学校	警察官
6	12. 23	横浜日吉ロータリー クラブ例会	会員
7	R3. 1. 12	神奈川県警察学校	警察官
8	3. 18	神奈川県警察学校	警察官

8 被害者の実態等に関する調査・研究事業

県、県警察、神奈川県被害者支援連絡協議会、法テラス被害者連絡会等の各会議に出席し、連携要領等について意見交換を行った。

9 研修・養成事業

(1) 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

かながわコミュニティカレッジが主催する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（初・中級）」と、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）」は中止した。

(2) 研修会等の実施

当センターの相談員のスキルアップを図るため、実例に基づく検討や、弁護士、関係機関等からの部外講師による月例研修会を7回、特別研修を4回実施した。

(3) 全国被害者支援ネットワーク主催のスキルアップ研修会への参加

全国ネットフォーラム・秋期研修会（東京）に参加、関東甲信越ブロック事務局長会議（幹事県 埼玉 文書開催）に参加した。

第3 管 理（令和2年4月1日現在）

1 管理体制

理事長	村 尾 泰 弘
副理事長	堀 本 久美子
副理事長	勝 島 聡一郎
理 事	山 田 美和子
理 事	鈴 木 達 也
理 事	稲 垣 良 一（西村明夫 7月31日から）
理 事	山 口 正 志
理 事	太 田 良 勝
理 事	藤 木 幸 太
理 事	山 田 一 子（7月31日から）
専務理事	長 島 豪 （常勤）
監 事	松 本 純 也
監 事	庄 子 徳 義

計 12名(13名)

2 執行体制

(1) 事業課

所員（常 勤）	事業課長（副所長兼務）	1 名
所員（常 勤）	課長補佐	1 名
所員（非常勤）	課員	4 名
		<hr/>
		計 6 名

(2) 総務課

専務理事兼所長（常 勤）	事務統括	1 名
副所長（常勤）	統括補佐	(1) 名
所員	総務課長（欠）	名
所員（常 勤）	課長補佐	1 名
所員（非常勤）	経理担当	1 名
		<hr/>
		計 3 名